

平成 28 年度環境技術実証事業
ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
第 1 回技術実証検討会
議事要旨

1. 日時 2016（平成 28）年 6 月 28 日（火）10：00～12：00
2. 場所 鉄鋼会館 706 号室
3. 出席検討員 近藤検討員（座長）、永田検討員、三坂検討員、川久保検討員
梅田検討員、柳検討員
4. 配付資料
資料検討会 1-0 : 議事次第
資料検討会 1-1 : 技術実証検討会・分科会 委員名簿
資料検討会 1-2 : 技術実証検討会設置要綱（案）
資料検討会 1-3 : 実施計画書（案）※
資料検討会 1-4 : 平成 28 年度環境技術実証事業実施要領
資料検討会 1-5 : ETV の国際標準化とテーマ自由枠の動向について
資料検討会 1-6 : 環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）実証試験要領（案）
資料検討会 1-7 : 年度スケジュール（案）※
※非公開資料

5. 議事

会議は公開にて行われた。

(1) 開会

環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室・石関室長補佐より開会の挨拶がなされた。

(2) 審議事項

i) 技術実証検討会の設置について 【資料 1-1～資料 1-3】

事務局より、資料 1-1～資料 1-3 に基づき技術実証検討会の設置について説明した。審議開始にあたり、座長の選任を行った。事務局より近藤検討員を推薦し、承認された。

【意見・質疑応答】

- 資料 1-1 技術実証検討会・分科会 委員名簿において、三坂検討員および梅田検討員の所属の記載が実際とは異なる。

【結論】

- 三坂検討員の所属を次のとおり修正する。
「日本工業大学工学部建築学科 教授」
- 梅田検討員の所属を次のとおり修正する。
「一般社団法人日本建設業連合会（大成建設株式会社 技術センター 建築技術研究所 エネルギー研究室 主任研究員）」

ii) 実証事業実施要領およびテーマ自由枠の状況について 【資料 1-4～資料 1-5】

実証運営機関のエックス都市研究所より、資料 1-4～資料 1-5 に基づき実証事業実施要領およびテーマ自由枠の状況について説明がなされた。資料に対してなされた議論は以下のとおりであった。

【意見・質疑応答】

- 新たな技術の線引き（自由枠か、既往事業での対応か）はどのように判断するのか。
まずは「テーマ自由枠」に応募するのが妥当か。
→資料 1-5 P3 図 1 テーマ自由枠の申請・審査手順に従い、判断する流れとなる。既往技術分野の拡充で対応できそうな内容であれば手数料徴収体制となる。該当しない場合は自由枠（国負担体制）となるが、最終判断は委員会において行う。判断基準は実証試験要領があるかどうか、または多少書き加える程度で対応可能かによる。
- 「自由枠」において、環境保全効果の指標は何か定めているのか。
→特に定量的な指標を定めてはいない。ただし予算の関係上、申請内容によって環境保全効果がどれ位見込めるか優先順位を設ける可能性はある。
- ISO 化された場合、どのような変化・影響があるのか。（海外の ETV との関連性など）
→時点では、まず ISO に対応できるのかどうかの検討段階である。明確な影響や効果等を判断できる段階には至っていないが、経済産業省などにヒアリングを実施し、調査・検討を行っている。
- 海外の ETV 技術を日本でも取上げる（実証する）ことなどは検討しているか。
→実証方法について多少異なる点もあることから、現時点での対応は難しい。ISO 化されることにより、整理されていくかと思われる。
- 自由枠の公募は終了したのか、また申請内容はこういった分野なのか。
→先月末に締切り、公募は 4 件。うち 3 件は空調分野である。

iii) 実証試験要領および実証対象技術の公募について 【資料 1-6】

事務局より、資料 1-6 に基づき実証試験要領（案）および実証対象技術の公募について説明した。

【意見・質疑応答】

- P5 1.対象技術「JIS マーク表示制度等の第三者による製品の性能や品質管理体制の認証を受けたものは対象から外す。」の文章は、本来の目的と意図が異なるのではないか。
→認証を受ける受けないに関わらず、「認証制度」があるものは対象から外すという意味なので、適切な表現に修正する。
- 第三者認証の有無について、申請者からの確認は必要か。
→昨年度の検討会において、きちんとした確認が必要であるとの結論により、申請書の段階で確認を行うこととした。
- P13 表 4-1 の縦横位置がおかしい。
→修正する。
- P33 表 4-18 想定する空調設備（COP の設定）について、現在では APF（通年エネルギー消費効率）の方がより実際の使用時に近いデータとして扱われていることが多くなっていることから、見直しなどの対応を今後の検討課題とした方が良いのではないか。
→今後分科会において検討していくこととする。
- 新規技術の対象は「後付け」技術に限定しないことから、それが分かるような「後付け」の表現方法について検討・修正を行う。
- P5 表 1-1 実証対象技術として想定される技術例の注意書（※）「緑化技術と屋

根・屋上用高反射率塗料は実証対象から除く。」の「屋根・屋上用高反射率塗料」については、既に1.対象技術において同内容を記載していることから、削除した方が良いのではないか。

→削除することとする。

- 免責事項について記載がないので、追記した方が良いのではないか。
→資料1-4 実施要領のP18 第16章に免責事項が記載されており、ETV 全事業はこの実施要領に基づくことから、試験要領に記載する必要はないと思われる。判断は事務局と環境省に任せることとする。

【結論】

- 以上の議論を踏まえ、指摘事項に関して修正を行う事で内容は承認された。
- 実証技術の公募期間は7月中旬から1ヶ月程度とする。

iv) 年度スケジュールについて **【資料1-7】**

事務局より、資料1-6に基づき年度内の実証試験スケジュール及び検討会、分科会のスケジュールを説明した。

- 次回は第1回技術分科会と第2回検討会の合同とし、9月7日（水）午後または9月13日（火）午前を候補日として後日調整することとした。

(3) 閉会

以上

(文責：環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室〔速報のため事後修正の可能性有り〕)